

ラオス人民民主共和国
平和、独立、民主主義、統一、繁栄

国民議会

第12号/国民議会
ビエンチャン首都、2021年11月17日

判決執行に関する法律
(改正版)

第1編
総則

第1条(改正) 目的

この法律は、民事判決、民事損害賠償、罰金刑、財産没収刑又は物品没収刑及び自由の剥奪のない再教育刑に関する刑事判決の執行に関する原則、規則及び処分を規定するものである。裁判所の判決が厳格、適切、迅速且つ全国で統一的な執行が行われるため、そして国家及び法令の権威を高め、国の権限及び国益、国民・共同体・組織の正当な権利・利益を保障し、社会の平和・秩序・平等に寄与し、国家における法の支配の実現を目的とする。

第2条(改正) 判決執行

判決執行とは、本法第9条に従って確定した裁判所の命令(カムサン)、決定(カムシーカート)、第一審(カムタッシン)・上訴審(カムピパクサー)を適切に実施し、侵害された又は喪失した国家・共同体・組織及び個人の権利及び利益を回復するための判決執行機関及び/又は当事者の活動である。

第3条(改正) 用語説明

この法律で使用される用語は、下記の通り定義される。

1. **裁判所の調停調書**とは、裁判所の調停の結果を証明する書類である。
2. **経済紛争解決の結果**とは、調停による当事者間の合意、仲裁判断前の当事者の合意、仲裁委員会の仲裁判断である。
3. **国内の仲裁委員会の仲裁判断**とは、経済紛争解決に関する法律に定められるラオスの経済紛争解決機関の仲裁員又は仲裁委員会による仲裁判断を指す。
4. **判決執行債務者**とは、判決に定められる特定の義務を履行すべき者である。
5. **資産押収(ユッサップ)**とは、捜査機関、検察院、裁判所及び判決執行機関の命令に従って動産を証拠品として保管することを指す。

6. **資産差押（アーヤッサップ）**とは、捜査機関、検察院、裁判所及び判決執行機関の命令に従って事件に関係する動産又は不動産や銀行口座等の売買、譲渡、交換、質権設定、抵当権設定、担保設定、増築、修繕、破壊又は変更することを禁止することである。
7. **財産没収（ヒップサップ）**とは、判決により犯罪人の財産の全部又は一部を、国家が一切の補償なしで没収することである。
8. **物品没収**とは、判決により犯罪に関連した物品や犯罪に使用された又は犯罪により取得した物品を国家が没収する又は破壊することである。
9. **没収金**とは、判決により国家に没収される金銭である。
10. **判決執行の停止**とは、判決執行の一時停止を指す。その要因がなくなった後、執行を再開しなければならない。
11. **判決執行の変更**とは、判決執行が判決や法令に照らした上、不当、不適切であると判断された場合、判決執行の一部又は全てを変更することである。
12. **判決執行の取り消し（ヨクレーク）**とは、裁判所の取り消し判決により、裁判費用、罰金及び／又は没収金の支払に関する判決執行を中止することである。
13. **判決執行の取り下げ（ロプラーン）**は、これまでの判決執行を全て撤回すること。
14. **仮執行**とは、第一審裁判決（カムタッシン）又は上訴審裁判所の判決（カムピパクサー）により、必要性や緊急性が認められた事項について、第一審判決又は上訴審判決が確定される前に、その一部を先に執行することである。

第4条（新）判決執行に関する国家政策

国家は、判決執行が迅速、適正且つ公正に行われるように、政策の策定、規則を定め、予算の配分、人員の配属、車両及び設備を供給する等、執行業務の環境整備を行う。

国家は、国民、国家組織や社会の組織、企業が判決執行に関する認識や理解を高めるために、宣伝活動及び教育活動を促進する。

国家は、当事者の任意による判決執行を奨励する。

第5条（改正）判決執行の原則

判決執行の原則は次の通りである。

1. 法律、判決及び実態に適すること。
2. 任意による執行。
3. 平等。
4. 教育。
5. 厳酷、厳正、迅速、透明性及び公正性のあること。
6. 連携。

第6条（新）国際協力

国家は、知識、情報、技術及び経験の交換を行うことや判決執行機関の職員の知識や能力を高めること等ラオスが批准する条約に適した形で、判決執行業務における国家間、地域及び国際レベルでの協力を推進する。

第2編 裁判所の判決

第7条（新）判決

判決とは、命令（カムサーン）、決定（カムシーカート）、第一審判決（カムタッシン）及び上訴審判決（カムピパクサー）等、裁判所が下した裁判（カムトクロン）である。

第 8 条 (改正) 確定判決

確定判決とは、当事者又は第三者による控訴申立、破棄申立若しくは検察による異議申立がなされない第一審判決、上訴審判決、最高裁判所の決定や判決(カムピパクサー)、裁判所による調停結果の執行命令、調停調書又は国内の仲裁委員会の仲裁判断の執行に関する決定、外国裁判所の判決又は外国の仲裁委員会の仲裁判断の承認に関する判決である。

第 9 条 (改正) 執行する判決

執行する判決は次の通り。

1. 確定した第一審及び上訴審の民事判決。
2. 民事損害賠償、罰金刑、財産没収刑、物品没収刑、自由の剥奪がない矯正刑に関する確定の刑事の第一審及び上訴審判決。
3. 下級裁判所に差し戻さない最高裁判所の民事事件の決定及び判決(カムピパクサー)。
4. 下級裁判所に差し戻さない最高裁判所の民事損害賠償、罰金刑、財産没収刑、物品没収刑、自由の剥奪がない矯正刑に関する刑事事件の決定及び判決(カムピパクサー)。
5. 仮執行の第一審判決又は上訴審判決。
6. 裁判所による調停調書の執行命令。
7. 経済紛争解決機関の調停調書及び仲裁判断の執行に関する決定。
8. 外国判決の承認に関する第一審判決又は上訴審判決。
9. 外国又は国際仲裁委員会の仲裁判断の認証に関する第一審判決又は上訴審判決。

第 10 条 (改正) 判決執行の効力

本法第 9 条に定められる判決は、執行対象である個人や組織に対し、その効力を厳格に発揮する。全ての党・政府機関、ラオス国家建設戦線、ラオス退役軍人連盟、大衆組織、社会組織、国際組織、企業及び全国民は、本法を尊重し、判決執行において必要な協力・支援をすることが義務づけられている。

第 11 条 (改正) 判決の送付

管轄する裁判所は、確定判決を判決執行機関、検察院、そして刑事事件の場合は治安維持機関に、判決をその確定日から 30 日以内に送付しなければならない。

第 12 条 (改正) 回避と忌諱

判決執行官が訴訟当事者のいずれとの親戚関係、利害関係又は紛争関係にある場合、判決執行から回避する権利を有する。回避する執行官は自分の意思とその理由を書面に表示し、管轄する執行局、支部又は執行室の長に提出しなければならない。

この条文の 1 項に定められる事由に該当した場合、当事者は執行官に対し、忌避を申し立てることができる。忌避の際には、自分の意思とその理由を書面に表示し、判決執行機関に検討するように提出しなければならない。

回避又は忌避申立てを受けた後、判決執行機関は 15 日間以内に検討しなければならない。その回避又は忌避申立てが十分に理由がある場合、書面で正式に事件を別の執行担当者に引渡さなければならない。

第 13 条 (新) 判決執行に使用する言語

判決執行はラオス語を使用しなければならない。外国や少数民族言語の書類があった又は執行手続きの参加者の中にラオス語の通じない者がいた場合、ラオス語に通訳するか通訳人を手配しなければならない。

第14条(新) 保護対策

判決の執行官及び執行の参加者には、生命、健康、声明、名誉、個人又はその家族の財産に対する脅迫から法的保護を受けなければならない。

第3編 民事判決の執行 第1章 執行形態

第15条(新) 判決の執行形態

判決執行は次の2つの形態がある：

1. 任意執行。
2. 強制執行。

第16条(新) 任意執行

任意執行とは、判決を執行する又は執行しないことに関する当事者間の合意である。但し、その合意は法律に反しないこと、国家、個人、法人又はその他の組織に不利益を与えてはならない。

第17条(新) 強制執行

強制執行とは、確定判決について当事者が任意執行を行わない又は合意した内容を履行しない場合に、その当事者が確定判決を強制的に執行するように、判決執行機関が法律上の権限及び任務を行使することである。

第2章 任意執行

第18条(新) 判決の通知

判決執行機関は、判決の内容を通知するために当事者を呼び出し、確定判決を受領した日から平日5日間以内に任意による執行を行うように勧告する。通知をする際には毎回、調書書を作成し、署名又は指印してもらわなければならない。

第19条(新) 執行方法

判決の通知を受けた後、当事者は次の方法に従って行わなければならない：

1. 当事者間で自らの執行方法について相談すること。
2. 執行期限を定めること。
3. 執行の保全。
4. 執行に関するその他の事項。

任意執行の期間中、当事者は、判決執行機関に対し、本法第53条に定められている措置を適用するように申立てることができる。

執行が完了した場合、判決執行機関は、当事者のいずれの申立てによりその判決執行を認証する。

裁判費用に関する判決執行については判決執行機関が本法第20条から63条の規定に従って執行する。

第3章 強制執行 A. 判決執行の命令

第20条（新）判決執行の命令

判決執行機関の局長、支部長、執行室の長は、当事者の任意による執行が行われない又は合意した内容を履行しない日から平日5日間以内に判決執行命令を発付しなければならない。

判決執行命令は当事者、第三者及び検察院に送付しなければならない。

第21条（改正）判決の研究

判決執行命令が発付された後、判決執行官は平日の10日間以内に判決内容を理解するため詳細に研究し、以下の通り、執行を準備しなければならない。

1. 執行する判決の内容を要約する。
2. 執行計画を策定する。
3. 関係機関と連携する。
4. 法律に適したその他の事項を準備する。

第22条（新）判決執行の通知

判決執行の通知は次の通り行わなければならない。

1. 判決内容の研究が終了した日から平日5日間以内に、その確定判決の内容を通知するために、当事者を判決執行機関に呼び出し、執行の案内を行い、執行するように勧める。当事者又は判決執行債務者が通知を受けるために出頭する際には、毎回、調書を作成する上、署名及び指印をしてもらわなければならない。同人が調書に署名しない場合、執行官はその旨を調書に記入しなければならない。
2. 判決執行債務者が召喚状に従って判決執行機関に来ず、同人が当初の住所に住んでいないという情報がある場合、判決執行官は執行手続きについて知らせるために、執行債務者の住所に行かなければならない。その際、夫、妻、父、母又は子供等、同人の近い親戚に通知しなければならない。そして、その通知を受けた者に受領の署名してもらわなければならない。
3. 本人に直接又は近い親戚に通知することができない場合、判決執行命令を執行債務者の最後に住んでいた村役場の掲示板に貼り付ける上、村行政との調書を作成しなければならない。
4. 判決執行債務者の住所が不定又は知らない場合、当事者による申立ての下で、関係法律に従ってマスメディア上での通知を行わなければならない。

本条文の第3号と4号に定める方法で通知する場合、通知した日から平日の10日間で執行債務者がその通知を受けたこととみなす。

第23条（新）判決執行の期限

本法第22条に定められる判決執行の通知をした後、判決執行債務者は、通知を受けた日から30日間以内に判決に従って義務を履行しなければならない。

その期間中、判決執行債務者がその義務を意図的に履行しない場合、判決執行機関は同人に対する調査の実施、資産目録の作成、資産の差押命令又は押収命令を発付する等、これまで実施されていない措置を行うことができる。

30日間以内に判決執行債務者が判決を完全に執行した場合、当該判決執行の手続きが終了となる。

判決執行債務者がこの条文の第1項に定められる期間内に履行しない又は不完全な履行の場合、判決執行機関は、本法第53条に定められる特定な判決執行の措置を適用することができる。

第24条（新）資産調査及び資産目録の作成

判決執行債務者が判決に従って履行しない又は不完全な履行の場合、判決執行機関はその判決執行債務者に対する資産の調査及び資産目録の作成命令を発付しなければならない。

判決執行官は、関係機関と連携し、判決執行債務者の家、〔利用する〕金融機関又はその他関連場所等、資産があると思われる場所や口座を調査しなければならない。

債権者は、判決執行機関に対し、判決執行債務者の資産に関する報を書面で提出する義務がある。

資産調査を行う際に、判決執行官は、資産の所有者及び村行政機関又は関連機関が参加する上、発見した資産に関する調書を作成しなければならない。判決執行官は判決執行機関の長に対し、調査結果を報告しなければならない。必要な場合はその発見した資産の差押又は押収命令の発付を請求しなければならない。

B. 資産の評価

第25条（新）資産の評価

資産の評価とは、資産の各時期の状態に基づく価格の評価又は額の算定である。

第26条（新）資産の評価方法

資産の評価は次の方法で実施しなければならない。

1. 当事者間の合意による価格決定

判決執行機関は、担保資産又は発見された資産の価格決定について協議するために当事者を召喚しなければならない。そして合意内容を調書に作成する上、その価格を法律上の手続きにおける販売価格にする。

当事者は資産の価格決定について、執行期間中にいつでも協議することができる。

2. 当事者の申立てに基づく専門家又は法人による資産の評価

当事者間で資産の価格決定について合意ができなかった場合、当事者は当該資産の評価をしてもらうために専門家又は特定の法人を要請することができる。その場合の価格評価をする際、判決執行機関は、実施期間、場所、対象資産、評価実施者の責任、報酬及びその他重要な事項の内容を定める上、専門家又は法人による価格評価の実施に関する決定を発付しなければならない。その終了後、当事者が価格に反対しない場合、法律手続き上の売却広告の価格にする。

3. 〔評価〕委員会による価格評価

価格について当事者間で合意できない又は専門家、法人に評価させない資産については、判決執行機関が価格評価をするために委員会を選任しなければならない。

委員会は判決執行官、政府機関や社会機関の代表者、当該分野の専門家又は経験豊かな者、村長及びその他必要と思われる者から構成される。

委員会は選任の決定に従って判決執行期間中、当該資産の評価を担当する。そして、その任務が完了した後、解散する。

委員会は当該決定に従って判決執行の関係資産の評価権限を有する。価格評価の業務が完了した後、判決執行機関に法律上の次の手続きを実施するように任務を引き渡す。

第27条（新）〔評価〕委員会の権限と任務

委員会は以下の権限と任務がある：

1. 評価対象資産の実際の状態に適して情報を収集できるように関係機関と連携する。
2. 当該資産の評価について所有者に説明する。
3. 資産の評価価格を定める。

4. 資産の評価についてまとめる上、その結果を判決執行機関に報告する。
5. 資産の評価において意図的な行為によって発生させた損害について責任を負う。

委員会は、民主的中央集権制度、集团的決断、多数決原則、透明性、公正性のあること、監査できること、法律を尊重し、厳格に従うことを原則にしてこの条文第1項に定められる権限と任務を遂行する。

第28条（新）資産評価の手順

資産の評価は次の手順で行う。

1. 準備手続き。
2. 資産評価の実施。
3. 評価結果の通知。
4. 評価価格に対する異議申立て。

第29条（新）準備手続き

資産評価の準備手続きは次の通り行う。

1. 情報収集について
資産を的確に評価するため、担当する判決執行官は、対象資産又は資料の種類、所在地、数量、面積又は質量等、評価対象資産の詳細情報を手配しなければならない。
2. 委員会の任命について
判決執行機関は資産評価を実施する委員会の任命に関する決定を発付しなければならない。委員会の編成は本法第26条3号の規定に従って行わなければならない。
3. 評価計画の策定について
任命された委員会は、資産評価の実施計画を策定しなければならない。その計画には、〔実施〕目的、日時、場所、参加者及び予算について詳細事項を掲載し、判決執行機関の長に検討してもらうように提出する。
4. 参加者の召喚について
判決執行機関は、原告、被告、第三者、資産所有者又は関係する個人、法人に評価手続きに参加するように招待し、遅れても評価実施日の平日3日前に招待状が届かなければならない。招待状には〔実施〕日時、場所と目的を記載しなければならない。

第30条（新）評価の実施

資産評価の実施は次の通り行う。

1. 委員会と参加者の集合
資産評価委員会の全員が集合した後、委員長は実施目的や委員と参加者の氏名を告知する。そして判決内容を要約し、これまでの執行状況、資産評価の理由、これまで収集した資産に関する情報について参加者に報告する。その後、委員会は実際に資産の評価を実施する。
2. 資産の調査
委員会は、資産の種類、面積、所在地、質量及びその他、資産の関連事項等、評価対象の資産を詳細に確認しなければならない。調査を行う際には毎回、調書を正確に作成する上、参加者に朗読し、署名してもらわなければならない。
実際の資産クオリティーを確認する際には、関係分野の規則に従って実施しなければならない。
3. 価格の決定
委員会は、関係法令に従って収集した情報・証拠を検討し、分析及び解析する上、資産を類型ごとに評価価格を付けて認証の署名してもらわなければならない。
評価価格を決定する前に技術的、専門的な意見を述べる必要がある場合、委員会は関連機関に認証してもらうために要請しなければならない。

4. 調書の作成

資産の調査及び評価を行う際に、委員会は毎回、日時、場所、委員や参加者の氏名等の情報を記入し、詳細に調書を作成しなければならない。調書の内容には資産の種類、面積、所在地、数量、質量及びその他資産に関連する事項を示さなければならない。

現地で資産評価が実施できない場合、上記の内容や委員会による価格評価の根拠と、その理由を記載し、調書を作成しなければならない。そして、参加者全員の前で朗読する上、署名してもらい、異議申立て期間について資産所有者に告知しなければならない。

判決執行債務者又は資産所有者が資産評価で続きに参加しなかった又は参加したが署名しなかった場合でも、その旨を調書に記載しなければならない。

第31条（新）評価結果の通知

資産評価を実施した後、判決執行機関はその評価結果を平日3日以内に書面で原告、被告、第三者、資産所有者に通知しなければならない。その通知には評価の議事録書を添付しなければならない。

第32条（新）評価価格に対する不服

評価価格に対する不服は次の通り行う。

1. 不服申立てについて

原告、被告、第三者、資産所有者が資産の評価価格について通知を受けた後、委員会による評価に対して不服があった場合、その評価価格の通知を受けた日から15日間以内に、理由を述べて不服申立てすることができる。

不完全な価格評価に対する不服申立ての場合、その評価を実施した裁判所に対して申立てることができる。

判決執行債務者又は資産所有者が評価された価格又は目的外の評価に対して不服があった場合、次の場合に応じて所管機関に申立てを行う。

- 郡レベルの委員会による評価の場合は、県、首都の判決執行支部に検討するように申立てる。
- 県レベルの委員会による評価の場合は、司法省の判決執行管理局に検討するように申立てる。
- 局レベルの委員会による評価の場合は、司法省大臣に検討するように申立てる。

2. 評価価格に対する不服の検討と解決について

判決執行機関は平日10日間以内に検討を完了させなければならない。十分な理由がないと判断した場合、平日3日間以内に申立者に書面で返答しなければならない。十分に理由がある場合、再検討してもらうために平日5日間以内に委員会に知らせなければならない。

これまでの評価を取り消す場合は取消命令を発付し、再評価を行う上で平日3日間以内に委員会に知らせる。

再評価を行うように申し立てた者は、委員会による不完全、対象外、不透明な評価によって生じた費用について負担しない。

C. 退去

第33条（新）退去

債務返済のために売却、競売をかける資産又は譲渡する資産に買受人が見つかった又は債権者がそれを引受けることに同意したが、居住者がいた場合、判決執行機関は居住者を当該資産から退去するように命令を発付し、退去命令を受けた日から90日間以内に退去してもらわなければならない。

退去命令は、その期間内に判決執行の義務者又は居住者が自ら退去の準備ができるように、占有者又は居住者、村行政機関及び関係機関に送付しなければならない。

退去期間が過ぎたが、同人がまだ退去しない場合、判決機関は地域の行政機関及び関係機関と連携し、同人を説得するために訪問し、証拠として調書を作成しなければならない。

同人に時間を与えたが、まだ履行しない場合、判決執行機関は次の通り行わなければならない。

1. 退去計画の策定
2. 関係機関と連携し、退去の実施委員会の選任
3. 退去の実施
4. 退去の実施状況をまとめて、県の検察院、県の国民議会及び／又は当該地域の行政機関に報告しなければならない。

退去者に住む場所がない場合又は退去前に物品を保管する場所がない場合、債権者は退去者のために合理的な住む場所を探してあげるか、レンタルしてあげなければならないが、その期間は1年を超えないこと。

退去者又は〔退去者の〕資産の所有者が退去した日から90日間以内にレンタル場所に置いていた資産を管理に入らなかった又は引取に行かなかった場合、判決執行機関は、退去者又は資産の所有者に対し、資産を管理する又は引取に行くように通知し、その通知が発付された日から30日間以内に実施してもらわなければならない。しかし、同人がその資産を管理に入らなかった又は引取しなかった場合、判決執行機関は規則に従って資産を売却し、その代金を銀行に預ける上、同人に金銭を引取に来るように通知する。

判決に基づく不動産の譲渡又は返還に関する判決執行の場合も、当該不動産に占有者又は居住者がいた場合も、判決執行機関はこの条文の第1、2、3項に従って行わなければならない。

D. 資産の売却

第34条（新）資産の売却

資産の売却は、評価手続きを経た判決執行債務者の所有資産又はその所有者から受けた資産を、個人又は法人に売却することである。

第35条（新）売却の広告方法

委員会による資産評価が行われる前に、判決執行機関は、判決執行債務者又は資産所有者を召喚し、同人に30日間の期間で自分で資産を売却するように知らせなければならない。その資産の売却に関する案内及び通知は書面で行い、調書を作成する上、署名してもらわなければならない。

資産評価手続きが完了し、不服がない又はその不服に対する解決ができた場合、判決執行機関は、平日10日間以内に、資産所有者に対し、自らで資産の売却を広告するように通知し、その通知を受けた日から45日間以内に売却広告してもらわなければならない。

資産所有者又は判決執行債務者による売却期間が終了したが、買受人が見つからない場合又は同人がその期間内で売却できなかった場合、判決執行機関は、通知の発付日から30日間以内に、売却について新聞、雑誌、テレビ、ラジオ及びその他当該地域において可能なマスメディアを通じて一般向けに広告しなければならない。

第36条（新）資産売却の実施方法

資産の売却は次の二つの方法で実施することができる。

1. 資産所有者による売却

判決執行機関が資産の売却について判決執行債務者又は資産所有者に案内し、通知を発付した後、その資産の買受人が見つかった場合、資産所有者は、判決執行機関に知らせる上、参加させなければならない。

資産の売却は次の条件の下で行わなければならない。

- 委員会により価格評価がなされた資産の額が、判決執行における手数料及び諸費用を含めて債務額又は損害額よりも高い場合には、評価価格を減額して売却することができるが、これらの金額を下回ってはならない。しかし、資産の額がこれらの金額より低い又は不十分な場合、委員会の評価価格よりも低い額で売却してはならない。
- 委員会が評価していなく、債務額よりも金額が低い資産を売却する場合、判決執行債務者又は資産所有者は、協議するために判決執行機関及び債権者に知らせなければならない。

2. 判決執行機関による売却

一般向けの資産売却を広告した後、買受人が見つかったが、判決執行債務者又は資産所有者が売却しない場合、判決執行機関は、当該資産の売却命令を発付しなければならない。この場合の売却は狭範囲での販売又は競売の形で実施することができる。

- 資産の狭範囲での売却について
判決執行機関は、売却の一般向けの広告期間が過ぎた後、買受人の書面による要請書に応じて売買契約書を発行する。

- 資産の競売について

1) 公開競売

判決執行機関は、価格、規則、実施日時及び場所について入札実施日の平日10日間前に、書面で購入希望者に通知しなければならない。その後、入札者の各自に、順番で委員会の前で公開に購入金額を示してもらい、入札者は複数回で購入金額を示したり、すでに購入金額を示した者が前よりも金額を引き上げて示すこともできる。競売が終了した後、委員会は〔その内容〕をまとめて、調書を作成する上、署名しなければならない。

2) 非公開競売

判決執行機関は入札日の平日10日間前に広告し、入札封筒を販売しなければならない。入札封筒の値段は関連規則に従って決める。資産の購入希望者は、入札当日又は事前に入札封筒を提出することができる。

- 最高の価格を示した者が落札者とする。そして落札した日から平日3日間以内に最低でも落札価格の40%を支払わなければならない。残高については30日間以内に支払わなければならない。期間が過ぎたが支払わない場合は、偶然又は不可抗力事態の場合を除き、棄権とみなされ、前払分は返還されない。そして次の順で最高価格を示した入札者に競売資産の購入権を与える。
- 落札者は、資産がまだ判決執行機関の管理にある時には資産を転売できない。競売が終了し、当該資産が落札者の所有に移転されるためには落札者の義務を全て履行してからでなければならない。

譲渡、管理・使用権利者の名義変更の際に必要な登記や関係機関に納付すべき諸費用及び手数料等については、全て買受人又は落札者の負担にする。

購入者が資産に対する所有権を取得するためには、全額支払ったこと又は資産の登記が完了されてからでなければならない。判決執行機関は、当該資産に対する占有及び登記が円滑に行われるように買受人にサポートし、便宜提供をしなければならない。

資産の売却においてその売却金額が委員会による評価価格より高いが、債務返済に不足した場合、まずその金額を債務の返済に充ててもらい、債務残高については判決執行債務者に引き続き返済してもらわなければならない。

E. 資産の譲渡

第37条（新） 資産の譲渡

資産譲渡とは、評価され、競売に掛けられたが見つからなかった担保資産、債務者若しくは判決執行債務者の所有資産又は所有者から権利を取得した資産を、債務返済や損害賠償として債権者に譲渡することである。

第38条（新） 資産譲渡の実施方法

評価され、競売に掛けられたが売却できなかった資産については次の通り実施しなければならない。

1. 債務額と同額又は下回る担保資産については、判決執行機関は、当該資産を債権者に譲渡するように命令を発付しなければならない。当該資産の額が債権額を上回るが分割することが可能な場合、その債務額に応じて当該資産を分割する命令を発付し、債権者に返済してもらなければならない。上記の方法で実施できない場合、裁判所執行機関は引き続き、売却広告を行わなければならない。
2. 担保資産ではないが、債務返済又は損害賠償に充てるために債権者が当該資産を引受る合意した場合、判決執行機関は、その資産を債権者に譲渡するように命令を発付しなければならない。一方、債権者が当該資産の引受に合意しない場合は、引続き競売に掛けなければならない。

資産の譲渡ではどの場合においても譲渡資産の額と債務額を清算しなければならない。資産額が債務額より上回った場合、返済後の残額は債務者又は資産所有者に返還しなければならない。資産額が債務額より下回った場合、債務者に引続き返済してもらわなければならない。

3. 判決により国家の管理に帰属する資産について、判決執行機関は、資産目録に登録し、関係機関と連携して資産調査を実施し、当該資産を法令に従って関係分野の機関に引渡さなければならない。

第39条（新） 資産関係書類の送付

判決執行債務者は、判決に基づき15日間以内に、登録証、土地権利証（バイターディン）等資産の関係書類を個人、法人又は組織に送付しなければならない。

判決執行債務者が当該書類を送付しない場合、判決執行機関は、送付するように命令を発付しなければならない。また、判決執行債務者がその命令に従わない場合、判決執行機関は、必要に応じて権限のある機関に当該書類を破棄し、再発行してもらうように要請しなければならない。

第40条（新） 判決有執行機関が保管している金銭の返還

判決執行機関が、債権者への債務返済する金銭を判決執行債務者から受取った又は保管している場合は判決に基づいて債権者に返還しなければならない。債権者が別の事件において判決執行の義務を持っており、それをまだ履行していない場合、判決執行機関は、判決に基づいて同人の債権者に対し、当該金銭を交付するように命令を発付しなければならない。

命令を受取った後、当該事件を担当する判決執行官は、別の事件において判決執行義務を持っている債権者の方に通知し、執行に参加させる。同人が理由なく参加しない場合、判決執行機関は金銭を同人の債権者に交付しなければならない。

第41条（新） 代位執行

判決執行債務者が判決執行前又は執行完了前に、別の場所に引っ越した場合、管轄する判決執行機関は、当該判決を引越し先の判決執行機関に代位執行してもらうように執行業務を引渡すことができる。

判決執行債務者が複数の郡や県に資産を所有する場合、当該判決の執行を管轄する判決執行機関は、当該資産が所在する場所の判決執行機関に判決に定められる債務を完済まで代位執行してもらうように要請することができる。

第42条（改正）裁判費用及び判決執行費用

判決執行債務者は、執行の際に国家予算に納付するために、判決に定められる裁判費用を負担しなければならない。同人が支払わない場合、判決執行機関は、本法第53条に定めている特定の措置を適用しなければならない。

判決執行費用とは、参加者に支払われる費用、資産の競売広告の費用、連行、退去費用及び書類代等を含めて判決執行債務者が負担すべき費用である。同人が支払わない場合、勝訴者に先に支払ってもらい、そして判決執行機関は、補填するために本法第53条に定められる特定の措置を適用しなければならない。判決執行債務者が本法第43条に規定されるように資力がない場合は勝訴者の負担にする。

第4章

執行要件の欠く判決及び執行申立て

第43条（新）執行条件の欠く判決

執行条件の欠く判決は次の通りである。

1. 判決執行債務者が資産又は収入がない者、自分の生活上の分しかない低収入者である場合。
2. 判決義務者が母国に帰国し、ラオスに財産がない、そして当該国はラオスが加盟している国際条約に加盟していない場合。

執行できない条件については関係機関からの認証が必要である。

判決執行の途中で執行債務者が1号及び2号に定められる執行条件がないと認められた場合、判決執行機関は、判決執行の停止命令を発付し、発付日から平日7日間以内に当事者、同級の検察院に通知しなければならない。

相手方当事者は、判決執行債務者に執行条件を満たすとき、執行を再開するように申立てることができる。

第44条（新）判決執行再開の申立て

判決執行機関が執行条件の欠く、そして一時的に執行停止命令が下された判決を執行再開させるには、いずれの当事者又は委任された者からの申立てが必要である。但し、国家、少年の利益及び企業の破産に関する判決執行の場合を除く。

判決執行の申立書は、関係する判決執行機関に提出すること又は郵便を通じて提出すること若しくは判決執行機関に直接来館して申立てることができる。

第45条（新）申立書の添付書類

判決執行申立書の添付書類は次の通りである。

1. 所定書式の申立書。
2. 裁判所の確定判決書。
3. 判決執行債務者に関する情報及び同人の資産情報。
4. その他関係書類。

第46条（新）申立書の確認

申立書を受理した後、判決執行機関は添付書類を確認し、記録簿に記載する上、申立て者に受理証明書を発行する。そして、平日3日以内に申立書の内容、添付書類、データベース上の判決の情報を確認するように判決執行官に振当てる。当該申立書及び添付書類が適正に作成され、漏れがな

いと認められた場合、判決執行官による検討及び執行が行われるように管轄する局、支部及び執行室の長に報告しなければならない。

当該申立書及び添付書類が適正でない、揃わない場合、申立者に訂正してもらうように案内しなければならない。

第47条（新）受理しない申立書

判決執行機関は次の場合において申立書を受理しない。

1. 申立者が事件との関係がない又は申立てるために委任されていない場合
2. その申立てが確定した判決に関係しない場合
3. 申立書を受理した判決執行機関が当該判決の執行の管轄権がない場合

申立書を受理しない場合、管轄する判決執行機関は、その結果を書面で通知し、申立者に案内しなければならない。

第5章 判決執行の終了

第48条（改正）判決執行の終了

判決執行は次の場合において終了する。

1. 判決執行が完了した場合
2. 任意執行において裁判費用の執行が完了した場合
3. 債権者が権利を放棄した場合又は債権者が令状を3回受け取りながら理由なく判決執行官の所に出頭しない場合も権利放棄とみなされる。
債務者が債務の一部を履行したところ、債権者が権利を放棄した場合又は法律上権利が消滅した場合、執行から残った資産は債務者に返還される。また、債務者が権利を放棄した場合は国家に帰属する。
4. 当事者間で判決履行を放棄する合意があり、その合意が国家、個人、法人又は他の組織の利益に抵触しない場合。
5. 判決執行債務者が資産のないままで死亡し、法律上他人に相続する権利を有さない場合。
6. 債権者が死亡し、判決に定められる同人の権利及び利益が相続人に相続できない又は相続人がいない場合。
7. 当事者に債権がなくなったことにより、第一審判決（カムタッシン）及び上訴審判決（カムピパクサー）が変更・取り消し・取り下げられた¹場合。
8. 裁判費用、罰金及び／又は没収金について判決執行の義務を取消す判決が下された場合。

第49条（新）判決執行の終了命令

本法第48条に定められる判決執行の終了事項があったとき、判決執行官は、[事件を]要約する上、管轄する局、支部や執行室の長に対して判決執行の終了命令を発付するように報告しなければならない。

第50条（新）判決執行の終了命令の通知

判決執行の終了命令が発付された後、判決執行機関は、当該命令の発付日から平日5日間以内に、当事者、県の検察院、国民議会及び／又は関係する地方の行政機関に送付しなければならない。

¹ 訳者注：直訳は「破棄」です。

第51条（新）判決執行の終了命令の取消し

当事者、その他の関係者が、その運用が法律に違反する又は判決内容に適していないことを証明する証拠を持つとき、上級の判決執行機関に対し、その判決執行の終了命令の取消しについて検討するように、命令を受取った日から平日10日間以内に、申立てることができる。管轄する判決執行機関は、その申立て又は提案を受けた日から15日間以内に検討しなければならない。

第52条（改正）判決執行の記録の保管

判決執行が終了した後の記録は、判決執行の終了宣言後より20年間の保管後、破棄される。

第6章 判決執行の措置

第53条（新）判決執行の措置

判決執行の措置は次の通りである。

1. 連行。
2. 資産押収。
3. 資産差押。
4. 判決執行債務者の預金口座からの控除。
5. 判決執行債務者の収入からの金員の徴収。
6. 判決執行債務者の事業活動からの収益の徴収。
7. 他人が保管する金銭の引渡し又は債権の譲渡。
8. 緊急措置。
9. その他の措置。

第54条（新）連行

判決執行債務者が召喚状を3回に渡って受取ったが、十分な理由なく、召喚状に従って出頭しない場合又は判決執行に参加するために家又は特定場所に滞在するように通知を受取ったが、同人が十分な理由なく従わない場合、判決執行機関は、同人に対し、判決執行のために出頭する又は特定場所に来るように連行状を発付しなければならない。但し、同人からの債務返済を早めるために拘束又は勾留をしてはならない。

連行は、6時から18時までの間に実施しなければならない。判決執行債務者が逃亡する又は居場所不定な場合はこの限りでない。

判決執行機関は、連行状に従って判決執行債務者を連行するために警察と連携しなければならない。連行する前に、警察は連行される者のために連行状を朗読しなければならない。

第55条（新）資産押収

判決執行債務者の資産を調査し、資産目録を作成することによって判決執行に資する資産の種類、数量、物品や商品の保管場所又は不動産等を把握できた後、判決執行機関は、当該資産に対する押収命令を発付し、適切な場所に保管しなければならない。

判決執行官は、資産の押収命令の発付から平日7日間以内に資産押収が実施できるように関係する警察と連携をしなければならない。

判決執行機関は毎回、押収した資産の詳細について調書を作成しなければならない。

第56条（新）資産の差押

発見された判決執行債務者の資産が、預金口座、不動産等、情報が明らかになっている且つ判決執行に役立つ場合、判決執行機関は、当該資産を平日5日間以内に差押命令を発付し、当事者、村行政機関及び関係機関に通知しなければならない。

資産の差押命令を現場で告知する場合、判決執行官は証拠として調書を作成しなければならない。

第57条（改正）押収又は差し押さえ禁止の資産

債務返済を目的とした押収や差し押さえない資産は次の通りである。

1. 判決執行債務者の崇拜物であり、一個当たりが百万キープを超えない物。
2. 判決執行債務者の日常食料品及び治療薬。
3. 衣料品、寝具、台所用品、子供用玩具等、判決執行債務者個人又はその扶養する者のそれぞれ一人に5百万キープを超えない日用品及び個人所有物。
4. 判決執行債務者の職業上に必要な仕事道具であり、5百万キープを超えない物。

第58条（新）判決執行債務者の預金口座からの控除

判決執行債務者の預金口座の差し押さえ命令が発付されたが、同人がまだ履行しない又は不完全な履行をした場合、判決執行機関は、判決執行をするために、当該預金口座にある未執行部分の金銭の控除命令を発付しなければならない。

当該預金口座を管理している機関は、命令を受けた日から平日7日間以内に、その命令に定められる金額を当該口座から控除し、判決執行機関又は債権者の口座に送金しなければならない。

第59条（新）判決執行債務者の収入からの金員の徴収

判決執行債務者が執行するための資産を持っていないが、同人が給料、賃金、手当等の収入がある場合、判決執行機関は、判決執行のためにその収入からの金員を徴収するように命令を発付しなければならない。

判決執行債務者の収入からの金員の徴収は、毎月の全体収入から30%を超えてはならない。但し、当事者間による合意又は判決に定められた場合はこの限りでない。

収入不定な判決義務者については、実際の収入に応じて徴収しなければならないが、同人及び同人が扶養する者の生活上の必要条件を確保しなければならない。

判決執行債務者の収入の元である組織、法人又は個人は当該命令に従い、徴収した金員を管轄する判決執行機関に引渡さなければならない。

第60条（新）判決執行債務者の収益からの徴収

判決執行債務者が事業活動又はその他の収入源からの収益があるが、判決に従って執行しない場合、判決執行機関は、当該収益の純利益から最大60%を徴収するように命令を発付しなければならない。

判決執行債務者に対し、収益の支払義務を有する組織、法人又は個人は、当該命令に従い、当該金員を管轄する判決執行機関に引渡す又は送金しなければならない。

第61条（新）他人が保管する金銭の引渡し又は債権の譲渡

他人が判決執行債務者の金銭を保管している又は返済義務があると確実な証拠があった場合、判決執行機関は、当該人物に対し、その金銭を判決執行機関に引渡すように命令を発付しなければならない。

金銭を保管する者又は返済義務を持っている者は、当該命令に定められる金額及び引渡し期限に従って金銭を判決執行機関に引渡さなければならない。

債権者に金銭を引渡す前に、判決執行機関は、判決執行債務者に知らせ、執行を参加させなければならない。同人が理由なく参加しない場合、判決執行機関は、その金銭を同人の債権者に引渡さなければならない。

第62条（新）緊急措置

判決執行機関は、判決執行債務者の資産が判決執行前に変形したり、品質が低下する場合、その資産を処分する権限を有する。

第63条（改正）判決執行機関命令の効力

本法第9条に定められる判決執行を目的としてその権限と職務の範囲内で適切に発出された判決執行機関の命令は、裁判所の命令と同様とみなされ、本法第10条に定められる通り、個人、組織に対し執行力を持つ。

当該命令を故意に回避したり、判決執行官による任務の遂行を妨害した場合、法律上の手続に遂行される。

当事者又は関係する者が判決執行機関の命令に対する不服があった場合、その命令を受けた日から平日10日間以内に、次の級の判決執行機関に再検討してもらうように申立てることができる。

第4編 刑事判決の執行

第64条（新）刑事判決の執行

刑事判決の執行とは、自由剥奪刑、罰金刑、財産没収刑、物品没収刑、自由の剥奪がない矯正刑及び民事損害賠償に関する執行手続である。

自由剥奪刑の執行は、治安維持機関の責任の下で実施される。自由剥奪刑の判決執行に関する原則、規則、方法及び措置については刑事訴訟法に従って行う。

罰金刑、財産没収刑、自由の剥奪がない矯正刑及び民事損害賠償の執行については判決執行機関の責任の下で実施される。

第65条（改正）罰金刑の執行

罰金刑に関する刑事判決の執行は、本法第20条から63条に定められる通りに実施する。

受刑者、恩赦を受けた者、自由剥奪刑の服役を完了した者についても罰金刑の執行が完了されていない場合は執行しなければならない。

第66条（改正）財産没収刑、物品没収刑の執行

財産没収刑及び物品没収刑に関する刑事判決の執行は、判決執行債務者が受刑中の場合、恩赦を受けた場合又は刑の服役が完了した場合でも、各判決に定められる通り執行しなければならない。

判決により国有として没収された財産又は物品については、判決執行機関がその財産又は物品の目録及びそれに関するすべての情報等を、判決を受取った日から15日間以内に財務機関に送付し、国有資産として目録に掲載し、登録する。判決により国有化された土地については、天然資源・環境機関が目録に掲載し、土地法に従って登記し、土地権利証の発行又は国有化として土地使用権の登記内容の変更手続を行う。

判決により没収し、廃棄される財産、物品については、判決執行機関がその数量、種類、品質を確認し、適切に目録に掲載し、関係機関に廃棄してもらわなければならない。

第67条（改正）自由の剥奪がない矯正刑の執行

自由の剥奪がない矯正刑に関する刑事判決を執行する際、判決執行官は、当該判決を判決執行債務者の所属先の機関に報告し、賃金の控除を行う上、国庫に納入される。

第68条（新）財産又は物品の返還

所有者又は占有権者に財産又は物品を返還するよう判決が下された場合、その財産又は物品を占有している個人、法人又は組織は、その通知を受けた日から30日間以内に、判決執行機関に引渡

さなければならない。その財産又は物品を占有している個人、法人又は組織がその期間内に返還しない場合、判決執行機関は、状況に応じて措置を適用しなければならない。

財産又は物品を受取った後、判決執行機関は、受取った日から15日間以内に、判決に定められる通り所有者又は占有権者に引渡さなければならない。

判決に定められる資産の所有者又は占有権者が判決執行の義務を持っている場合、判決執行機関はその義務を執行するために、〔その財産を〕清算し、必要な場合に応じて価格評価を行う又は売却しなければならない。

所有者又は占有権者が通知を受けた日から90日間以内に財産又は物品を受取に来ない場合、判決執行機関は、当該財産又は物品に関する売却命令を発付し、その売却代金を商業銀行に預ける上、所有者又は占有権者に通知しなければならない。金銭である場合、所有者又は占有権者が通知を受けた日から30日間以内に受取に来ない場合、判決執行機関は、当該金銭を商業銀行に預ける上、所有者又は占有権者に通知しなければならない。

所有者又は占有権者が、通知を受けた日から5年以内に、理由なく金銭の受取に来ない場合、判決執行機関は、当該金銭元本とその利息を国家予算に納付しなければならない。

返還する財産又は物品が、関係委員会の認証により使用できない、価値がないと判断された場合、判決執行機関は、廃棄命令を発付しなければならない。

第69条（改正）民事損害賠償の執行

民事損害賠償に関する刑事判決の執行は、本法第20条から63条に定められる通りに実施する。受刑者、恩赦を受けた者又は刑の服役を完了した者についても民事損害賠償に関する判決を執行しなければならない。

第70条 民事損害賠償、罰金刑、財産没収刑又は物品没収刑の執行に関する優先順位

民事損害賠償、罰金刑、財産没収刑又は物品没収刑に関する刑事判決の執行において、判決執行債務者に民事損害賠償、罰金刑、財産没収刑又は物品没収刑を同時に執行することができない場合、民事損害賠償を先に執行し、次は罰金刑、財産没収刑又は物品没収刑の順番により執行を行う。

第5編

判決執行の停止、変更及び取り下げ（ロップラン）

第71条（改正）判決執行の停止

判決の執行は次の場合において停止される。

1. 法律上の事件の再審手続に該当する場合において、最高検察院による書面の停止申立てがなされた場合。
2. 判決執行債務者が精神疾患である又は権限のある機関より、重病等、健康上の問題があると診断された場合。
3. 判決執行債務者が転居し、権限のある機関により居住場所が確認できないと認証された場合。
4. 判決執行債務者は死亡したが資産が残っている場合。
5. 判決が事実と異なることにより執行不可能となるとして判決執行機関が裁判所に解説するように要請している場合。
6. 裁判所の判決が明確でないとして判決執行機関が裁判所に解説するように要請している場合。
7. 判決執行債務者に執行条件を欠く、本法第43条と74条に定められる裁判費用、罰金又は没収金を支払いできない場合。
8. 判決執行債務者が破産事件手続に遂行されている場合。

9. 債権者が、判決執行債務者による判決の執行停止について同意する場合。
判決執行の停止要因が解決された場合、執行が継続される。

第72条（改正）判決執行の変更及び取り下げ

判決執行は、次の場合において変更及び取り下げを行う。

1. 判決内容と異なって執行した場合。
2. 判決執行の方法及び手続きが本法律に規定された内容やその他関係規則に違反した場合。

判決執行の変更及び取り下げが行われた場合、互いに執行された事項を元通り返還、回復、補償し又は改善を行い、それぞれの実際状況に応じて判決執行を再開しなければならない。

第73条（改正）判決執行の停止、変更及び取り下げ方法

判決執行官が、本法第71条2号から7号及び9号に定めている執行停止事由があると判断したとき、判決執行の停止について検討するために、管轄する判決執行機関の局、支部又は執行室の長に報告しなければならない。本法第71条1号及び8号に従って執行を停止する場合、要請、申立てを受理した後、判決執行機関は、申立書を受理した日から平日10日間以内に執行停止命令を発付するよう検討しなければならない。

司法省、判決執行機関が、判決執行の変更及び取り下げに関する申立てや要請を受理した後、30日間以内に検討しなければならない。理由がある又は本法第72条に定められる事由に該当すると判断した場合、判決執行の変更及び取り下げ命令を発付しなければならない。

執行の停止、変更及び取り下げ命令を発付した後、検察院及び当事者に通知しなければならない。執行の変更及び取り下げについては、命令の発付日から平日5日間以内に下級の判決執行機関に通知しなければならない。

判決執行の停止、変更及び取り下げに関する要請又は申立てに理由がないと判断された場合、司法省、判決執行機関は、拒絶についてその理由と共に要請者又は申立人に対して通知し、当該判決執行を継続させる。

党、政府機関、ラオス国家建設戦線、大衆組織、個人は、判決執行の停止、変更及び取り下げ命令を下す権限をもたない。

第6編

裁判費用、罰金及び／又は没収金に関する判決執行義務の免除

第74条（新）免除

判決執行機関は、要件に基づいて判決に定められる裁判費用、罰金及び／又は没収金の支払資力のない又は一部支払ったが、継続して履行することができない判決執行債務者のために、裁判所が免除の検討が行われるよう意見陳述を述べてもらうように同級の検察院に要請しなければならない。

免除の要件は次の通りである。

1. 5百万キープ以下の裁判費用、罰金及び／又は没収金について、判決執行の停止命令の発付又は最後に支払った日から5年間。
2. 5百万以上1億キープ以下の裁判費用、罰金及び／又は没収金について、判決執行の停止命令の発付又は最後に支払った日から10年間。
3. 1億キープ以上の裁判費用、罰金及び／又は没収金について、判決執行の停止命令の発付又は最後に支払った日から15年間。

判決執行債務者が複数の判決において裁判費用、罰金及び／又は没収金について執行しなければならない場合、判決執行債務者は各事件において判決執行の免除について検討される。

第75条（新）免除の申立て

本法第74条に定められる判決執行の免除要件を満たす判決執行債務者について、判決執行機関は財務機関の賛同の下で免除申立の書類を作成し、要件を満たした日から30日間以内に同級の検察院に提出しなければならない。

判決執行の免除申立の添付書類は次の通りである。

1. 当該判決の執行を担当する判決執行機関への申立書。
2. 判決、判決執行機関の各種の命令。
3. 判決執行の調書と90日以内に発行された判決執行できないことを証明する書類等。

第76条（新）免除に関する意見陳述

免除申立書類を受理した後、検察院は、申立書を受理した日から15日間以内に検討し、意見陳述書を発付し、裁判所に検討してもらうために書類一式を送付しなければならない。

検察院が判決執行の免除申立に反対した場合、上記の期間内に管轄する判決執行機関に対し、その拒絶と理由を述べて書面で通知しなければならない。

判決執行機関は、検察院が意見陳述発付の拒絶について理由がないと判断した場合、上級検察院に対して申立てることができる。

第77条（新）免除判決

判決執行の免除に関する意見陳述書及び関係書類一式を受理した後、裁判所は、当該書類等を受理した日から30日間以内に検討しなければならない。

当該手続の参加者は次の通りである。

1. 判決執行機関の代表者。
2. 検察院の代表者。
3. 財務機関の代表者。

裁判所は、判決執行の免除に関する判決をその判決が下された日から5日間以内に、判決執行機関、検察院、財務機関、免除を受けた本人及び同人が勾留・矯正される場所又は所属機関に送付しなければならない。

判決執行の免除に関する判決の執行効力が発揮されたが、判決執行債務者が判決執行を回避するため資産の隠蔽、隠匿、引渡し、譲渡を行うことが判明された場合、判決執行機関は、最高検察院に対して再検討をするように申立て、法律に基づいて訴追してもらわなければならない。

第7編 判決執行機関

第78条（改正）判決執行機関の位置付と役割

判決執行機関は、司法省に属する機関の一つであり、本法第9条に定められる判決を執行する役割を有する。

第79条（改正）組織構成

判決執行機関の直系の組織構成は次の通りである。

1. 判決執行管理局は、司法省に属する機関であり、判決執行業務の管理の役割を担っている。そして司法省の官房として法律及び規則に基づいて判決執行業務を全体的に監督、監査及び促進を行う。
2. 県、首都の判決執行支部は、判決執行管理局に属する機関であり、県の事務局と同格である。直系の組織体制における判決執行業務の管理の役割を持つ。そして判決執行管理局の官房として、法律及び規則に基づいて自分の管轄レベルにおいて判決執行業務が統一的に行われるように監督、監査及び促進を行う。

3. 郡、特別区（テーサバーン）、特別市（ナコーン）の判決執行室は、判決執行支部に属する機関であり、郡レベルの事務室と同格である。直系の組織体制における判決執行業務の管理の役割を持つ。そして判決執行支部の官房として、法律及び規則に基づいて、自分の管轄レベルにおいて判決執行業務が統一的行われるように監督、監査及び促進を行う。

第80条（改正） 人員構成

判決執行機関の人員の構成は次の通りである。

1. 判決執行管理局の人員構成は次の通りである。
 - 局長、副局長
 - 課長、副課長
 - 判決執行官
 - 専門職員及び管理職員 若干名
2. 県、首都の判決執行支部の人員構成は次の通りである。
 - 支部の長、次長
 - ユニット長、次長
 - 判決執行官
 - 専門職員及び管理職員 若干名
3. 郡、特別区、特別市の判決執行室の人員構成は次の通りである。
 - 長、次長
 - セクション長、次長
 - 判決執行官
 - 専門職員及び管理職員 若干名

第81条（新） 判決執行管理局、判決執行支部及び執行室の長、次長

判決執行管理局の局長は、司法省大臣の推薦に基づいて首相によって任命及び解任される。

判決執行管理局の副局長、判決執行支部及び判決執行室の長、次長は司法省大臣により任命、配属又は解任される。判決執行支部の長については、県知事、首都知事の賛同の下で県国民議会の承認を得なければならない。

判決執行支部及び判決執行室の長又は次長になるには、次の基準及び条件を満たさなければならない。

1. 県、首都の判決執行支部の長になるためには三級執行官として3年以上勤務すること。
2. 県、首都の判決執行支部の次長になるためには二級執行官として3年以上勤務すること。
3. 郡、特別区、特別市の判決執行室の長になるためには二級執行官として3年以上勤務すること。
4. 郡、特別区、特別市の判決執行室の次長になるためには二級執行官として1年以上勤務すること。

第82条（改正） 判決執行管理局、判決執行支部及び執行室の長、次長の権限と任務

判決執行管理局、判決執行支部及び執行室の長は、自分の機関の業務活動において指揮、指導及び監督する権限及び任務を持つ。また、司法省、県レベルの行政機関又は郡レベルの行政機関の前で、本法第103条、104条及び105条に定められる判決執行の責任を持つ。

判決執行管理局、判決執行支部及び執行室の副局長、次長は、その機関の長の業務を補佐し、その任命に基づいて特定の業務を担当すること。機関の長が特定の事情により業務を遂行できない場合にはその任命を受けた次長は当該業務の代行役を務めなければならない。

第83条（新）判決執行官

判決執行官は、本法第84条に定められる基準及び条件を満たし、司法省大臣により任命され、判決の執行を行う者である。

判決執行官は次の級により分類されている。

1. 第一級執行官
2. 第二級執行官
3. 第三級執行官

第84条（改正）判決執行官の基準及び条件

第一級執行官の基準及び条件は次の通りである。

1. ラオス国民であり、年齢は25歳以上であること。
2. 労働者階級に対する信念を持ち、政治的関与が高いこと。
3. 道徳心が高く、業務に対する強い責任感を持ち、国家及び国益、共同体・国民の利益に忠実で、人間関係が良好であること。
4. 高等専門学校以上の法律専門知識を有し、判決執行執務の研修を経た者又は判決執行職務養成の研修課程を得た者であること。
5. 司法分野において実務経験が3年以上あること。
6. 第一級執行官になるための試験を合格すること。
7. 健康であること。

第二級執行官の基準及び条件は次の通りである。

1. 第一級執行官として5年以上勤務すること。
2. 第二級執行官になるための試験を合格すること。

第三級執行官の基準および条件は次の通りである。

1. 第二級執行官として5年以上勤務すること。
2. 第三級執行官になるための試験を合格すること。

他の分野の出身者だが、司法分野において7年以上の実務経験のある者で、この条文の第1項に定められる1、2、3、4及び7号の条件を満たした場合は第一級執行官になるための試験を受けることができる。

第85条（改正）判決執行官の権限と任務

判決執行官の権限及び職務は次の通りである。

1. 確定判決を研究し、執行計画を策定し、執行条件を備える。
2. 確定判決を下した裁判所に対し、不明瞭点又は実際に適しない点についての文書説明又は意見を求めるよう、局長、支部長又は室長等自分が属する機関の長に提案する。
3. 判決の内容を当事者に通知し、執行するように案内、教育及び推進活動を行う。
4. 判決執行のために、判決執行債務者の資産及び執行能力等の情報収集を行う。
5. 裁判所のデータベースや関連技術を判決執行に活用する。
6. 関係機関と連携し、判決を執行する。
7. 資産押収、財産没収命令、退去命令、連行命令、執行停止命令とその他判決執行に関する命令を発付するように、局長、支部長又は室長等、自分が属する機関の長に提案する。
8. 自分の担当の判決執行をまとめ、局長、支部長又は室長等、自分が属する機関の長に報告する。
9. 法律に従って判決執行に関するその他の権限及び任務を遂行する。

第8編

判決執行に対する任務

第86条（新）国民議会の常任委員会の任務

国民議会の常任委員会は、請願解決に関する法律及び関連法に定められる請願の審判に関する判決執行業務において任務を持つ。

第87条（新）政府の任務

政府は判決執行において次の任務を持つ。

1. 自分の権限の範囲内において判決執行に関する政策の策定や法規範について検討し、発布する。
2. 全国の判決執行が統一的に実施されるように指揮する。
3. 各省庁、地方行政機関及び社会的機関に対し、裁判所判決執行に参加し、協力するように指導する。
4. 判決執行について、国民議会の常任委員会、最高検察院及び最高裁判所と連携する。
5. 判決執行業務について取りまとめ、国民議会の常任委員会及び国民議会の会議に報告する。
6. 法律に定められるその他の任務を持つ。

第88条（新）裁判所の任務

裁判所は判決執行において次の任務を持つ。

1. 明瞭で執行可能な判決を下す。
2. 不明瞭な判決について、判決執行機関から要請を受けた日から20日間以内に、書面で説明をしなければならない。
3. 確定判決が実際に適しないことによって執行できない問題について、判決執行機関から要請を受けた日から20日間以内に、書面で意見を述べる。
4. 裁判費用、罰金及び／又は没収金の免除について検討する。
5. 判決執行機関からその他の要請に応じて協力する。
6. 法律に定められるその他の任務を持つ。

第89条（新）検察院の任務

検察院は判決執行において次の任務を持つ。

1. 司法省と連携し、自分の権限の範囲内において判決執行に関する法規範文書を発布する。
2. 裁判費用、罰金及び／又は没収金の免除に関する意見陳述書の発付を検討する。
3. 本法第71条及び72条に定められる判決執行の停止、変更及び取り下げについて、司法省、判決執行管理局、判決執行支部又は判決執行室に要請する。
4. 判決執行を妨害し、従事しない者を起訴する。
5. 判決執行機関からその他の要請に応じて協力する。
6. 法律に定められるその他の任務を持つ。

第90条（新）治安維持省の任務

治安維持省は判決執行において次の任務を持つ。

1. 自分の権限の範囲内において判決執行に関する法律以下の法規範文書の発布について司法省と連携する。
2. 警察及び拘置所、矯正施設に服役中の判決執行債務者及び判決執行債務者の夫又は妻、その子供、父、母等に対し、判決執行に参加することや協力するように政府の政策、法律及び関連法令について啓蒙活動や教育活動を実施する。
3. 判決執行における法律上の措置を主体的に実施する。

4. 民事損害賠償、罰金刑や恩赦、条件付期間前の釈放の場合及び法律が定めるその他の場合に関する判決執行において、判決執行機関と連携する。
5. 判決執行機関の要請に応じて、拘留所、矯正施設に服役中の判決執行債務者に関する服役情報、民事損害賠償、罰金刑の執行に関する情報や釈放された判決執行債務者の住所の情報を提供する。
6. 判決執行機関からその他の要請に応じて協力する。
7. 法律に定められるその他の任務を持つ。

第91条（新）財務省の任務

財務省は判決執行において次の任務を持つ。

1. 判決執行機関からの要請に応じて、判決執行債務者の国家予算からの収入に関する情報を提供する。
2. 判決執行機関の命令、要請に従って執行する。
3. 裁判費用、罰金及び／又は没収金の免除に関する検討会に参加する。
4. 判決執行機関からの通知に従って、判決によって国有化された又は国家の管理下に置かれる資産目録の作成、資産調査又は資産を催促する。
5. 判決執行機関からその他の要請に応じて協力する。
6. 法律に定められるその他の任務を持つ。

第92条（新）天然資源・環境省の任務

天然資源・環境省は判決執行において次の任務を持つ。

1. 判決執行機関からの要請に応じて土地に関する情報を提供する。
2. 判決執行機関からの通知に従って、判決によって国有化された又は国家の管理下に置かれる資産目録の作成、資産調査又は資産を催促する。
3. 判決執行機関からの要請に応じて土地に関する権利証明書、土地使用権、土地権利証の発行、取り下げ、取消し又は抹消をする。
4. 判決執行機関からその他の要請に応じて協力する。
5. 法律に定められるその他の任務を持つ。

第93条（新）公共事業運輸省の任務

公共事業運輸省は判決執行において次の任務を持つ。

1. 判決執行機関からの要請に応じて建物、建造物、車両に関する情報を提供する。
2. 判決執行機関からの要請に応じて建物、建造物、車両の評価を実施する。
3. 判決執行機関からの要請に応じて建物、建造物、車両に関する権利証明書、建設許可証の発行、取り下げ、取消し又は抹消をする。
4. 判決執行機関からその他の要請に応じて協力する。
5. 法律に定められるその他の任務を持つ。

第94条（新）ラオス中央銀行の任務

ラオス中央銀行は判決執行において次の任務を持つ。

1. 判決執行機関からの要請に応じて、判決執行債務者の銀行口座の情報を提供するよう商業銀行及びその他金融機関に指揮する。
2. 判決執行機関からの命令や要請に従って判決執行をするよう商業銀行及びその他金融機関に指揮する。
3. 判決執行機関からその他の要請に応じて協力する。
4. 法律に定められるその他の任務を持つ。

第95条（新）県級国民議会の常任委員会の任務

県級国民議会の常任委員会は、請願解決法及び関連法に定められている請願の審判に関する判決執行業務において任務を持つ。

第96条（新）地方行政機関の任務

県、郡レベルの地方行政機関は判決執行において次の任務を持つ。

1. 判決執行が効果的、効率よく行われるように便宜供与及び事業推進を行う。
2. 判決執行に参加し、協力するように自分の地域において管轄下の事務局、事務室及び組織に対して指揮する。
3. 判決執行機関からの要請に応じて、執行困難、自分の地域において社会の治安や秩序に影響を及ぼすような判決執行について意見を述べる。
4. 判決執行支部の長、次長及び執行室長、次長の任命、異動又は解任の提案について書面で意見を述べる。
5. 判決執行機関に対し、判決執行官の業務遂行に関する監査を実施するように通知する。
6. 判決執行機関に対し、判決執行報告を行うように通知する。
7. 判決執行機関からその他の要請に応じて協力する。
8. 法律に定められるその他の任務を持つ。

村行政機関は判決執行において次の任務を持つ。

1. 判決執行債務者及びその他関係者に対し、執行命令の通知、召喚状や招待状を送付する。
2. 自分の管轄区域に在住する判決執行債務者の情報を提供する。
3. 判決執行債務者に対する判決執行措置の実施に参加し、便宜供与を行う。
4. 判決執行機関からその他の要請に応じて協力する。
5. 法律に定められるその他の任務を持つ。

第97条（新）その他の機関やセクターの任務

関連機関及び関係セクターは、自らの役割及び責任の範囲内で判決執行において、判決執行管理機関及び判決執行機関と連携し、協力する任務を持つ。

第9編 禁止事項

第98条（改正）判決執行官の禁止事項

判決執行官の禁止事項は次の通りである。

1. 確定判決執行の妨害行為、遅延させること、偏見して執行をすること。
2. 無関心である、自制心を失う、業務への責任感が欠如すること。
3. 職務に対する姿勢が適切ではないこと。
4. 自らの利益のため権力、役職、職務を行使すること。
5. 賄賂を收受すること。
6. 故意で判決内容に従わないこと。
7. 事件記録及び資産を紛失させたこと。
8. その他、法律違反行為を行うこと。

第99条（改正）当事者の禁止事項

当事者の禁止事項は次の通りである。

1. 確定判決の執行を回避すること。

2. 判決執行を回避をするために資産の隠蔽、引渡し、譲渡を行うこと。
3. 権力者の名を利用して判決執行において脅迫し、執行を遅延させること。
4. 判決執行官への賄賂を渡すこと。
5. 判決執行の妨害。
6. 差し押さえ・押収資産を無理に開け、損傷をきたし、破壊すること。
7. 判決執行官への脅迫、暴行や名誉棄損を行うこと。
8. その他法律違反行為を行うこと。

第100条（改正）個人、法人及びその他の組織の禁止事項
個人、法人及びその他の組織の禁止事項は次の通りである。

1. 確定判決が執行されないように当事者を扇動すること。
2. 判決の執行を妨害すること。
3. 判決執行官への賄賂を取り次ぐこと。
4. 執行対象物であると知りながら、故意に当該資産の譲渡を受けること。
5. 不当な利益のために、事件の証拠物又は判決により国家に没取される又は国家の管理に置かれる資産又は物品を使用すること。
6. その他法律違反行為を行うこと。

第10編 判決執行の管理び監査 第1章 判決執行の管理

第101条（改正）判決執行の管理機関

政府は、判決執行業務において、最高裁判所、最高検察院、各省庁、地方行政機関及びその他関係機関との調整等を主体的に行うように司法省に管轄権限を付与し、全国を集権的且つ統一的に管理している。

判決執行の管理機関は次の通り構成される。

1. 司法省
2. 判決執行管理局
3. 県、首都の判決執行支部
4. 郡、特別区、特別市の判決執行室

第102条（改正）司法省の権限と職務

判決執行を管理する上での司法省の権限と職務は次の通りである。

1. 判決執行業務に関する政策及び法令の研究、策定を行い、政府に提案する。
2. 判決執行に関する政策、法令を計画、活動計画、プロジェクトの形に具体化し、実施する。
3. 判決執行に関する政策、法令について啓蒙活動や教育活動を実施する。
4. 判決執行機関の組織体制、予算、収入・支出について管理する。
5. 全国における判決執行の指導、管理、監督を行う。
6. 判決執行管理局の設立又は解散に関する提案を行う。
7. 県、首都の判決執行支部及び郡、特別区、特別市の判決執行室の設立及び解散させる。
8. 県、首都の判決執行支部及び郡、特別区、特別市の判決執行室の職員の任命、異動、配属又は解任を行う。
9. 判決執行管理局の局長の任命、異動又は解任について提案する。
10. 法律及び事実に適しない執行不能な判決について監査するよう最高検察院に要請する。

11. 執行不能判決の原因を調査研究、分析し、関係機関に解決策を探るように要請する。
12. 判決又は法律に適しない判決執行管理局による判決執行又は発付した法規範文書の停止、変更、取消を行う。
13. 各機関又は地方行政機関が発付した法規範文書及び判決執行に関する法規範文書が法律や判決に適しない場合、その機関に対し当該法規範文書を取り消すように要請する。
14. 政治、思想、資質、倫理、実務面における判決執行機関の職員を養成する。
15. 地方行政機関や関係機関と連携し、判決執行の管理を行う。
16. 判決執行の管理業務について外国と協力する。
17. 政府に全国の判決執行状況を定期的に報告する。
18. 法律に定められるその他の権限及び職務を遂行する。

第103条（新）判決執行管理局の権限及び職務

判決執行を管理する上での判決執行管理局は、管轄権の範囲において次の権限と職務がある。

1. 判決執行業務に関する政策、戦略、法律、計画、活動計画又はプロジェクトを実施する。
2. 判決執行に関する政策、戦略、法律及び関連法規範文書について啓蒙活動や教育活動を実施する。
3. 判決執行について専門的な指導、管理及び監督を行う。
4. 判決執行における収入・支出に関する指導、監査及び管理を行う。
5. 県、首都の判決執行支部からの合理的な要請に基づき、司法省の同意の下で、執行困難な判決、複数の県や外国に関わる判決等、地方が執行できない判決を執行する。
6. 判決を執行するよう執行官に事件を配分する又は判決執行官から事件を取戻す。
7. 判決執行に関する決定、ガイドライン、通知、召喚状、資産差押命令、資産押収命令、退去命令、連行命令、判決執行の終了命令及びその他判決執行に関する命令を発付する。
8. 執行するために関係機関から受取っていない事件の証拠品を取寄せする。
9. 確定判決を下した裁判所に対し、当該判決において明瞭でない事項について書面による説明又は意見を求める。
10. 検察院又は警察官に対し、故意で判決を執行しない又は判決執行を回避する執行債務者に措置を適用するように要請する。
11. 事実に適せず執行不能な判決について司法大臣に報告する。
12. 判決執行に関する申立て又は提案を受理し、処理を行う。
13. 判決執行機関の職員に対する任命、異動、解任、配属又は懲戒処分について司法大臣に提案する。
14. 本法第71条に定められる判決執行の停止命令を発付する。
15. 判決又は法律に適せずに行われた県、首都の判決執行支部の判決執行又は発付した法規範文書を変更及び取消す。
16. 判決データベースシステムを管理、活用し、技術的設備を使用して判決執行を行う。
17. 判決執行について関係機関と連携する。
18. 最高検察院の要請に応じて判決執行の状況を報告する。
19. 判決執行について司法省の任命の下で外国、地域及び国際との協力を行う。
20. 司法省に判決執行状況を定期的に報告する。
21. 法律に定められるその他の権限及び職務を遂行する。

第104条（改正）県、首都の判決執行支部の権限及び職務

判決執行を管理する上での県、首都の判決執行支部は、管轄権の範囲において次の権限と職務がある。

1. 判決執行業務に関する政策、戦略、法律及び法規範文書を実施する。
2. 判決執行における収入・支出に関する指導、監査及び管理を行う。

3. 県、首都裁判所の第一審確定判決を執行する。
4. 郡、特別区、特別市の判決執行室からの合理的な要請に基づいて執行困難な判決、複数の郡に関わる判決を執行する。
5. 判決を執行するよう執行官に事件を配分する又は判決執行官から事件を取戻す。
6. 郡、特別区、特別市の判決執行室に対する専門的な指導及び業務遂行に関する監査を行う。
7. 執行するために関係機関から受取っていない事件の証拠品を取寄せる。
8. 確定判決を下した裁判所に対し、当該判決において明瞭でない事項について書面による説明又は意見を求める。
9. 検察院又は警察官に対し、故意で判決を執行しない又は判決執行を回避する執行債務者に措置を適用するように要請する。
10. 事実に適せず執行不能な判決について上部機関に報告する。
11. 判決執行に関する決定、通知、召喚状、資産差押命令、資産押収命令、退去命令、連行命令、判決執行の終了命令及びその他判決執行に関する命令を発付する。
12. 本法第71条に定める判決執行の停止命令を発付する。
13. 判決又は法律に適せずに行われた郡、特別区、特別市の判決執行室の判決執行又は発付した法規範文書を変更及び取消する。
14. 判決執行に関する申立て又は提案を受理し、処理する。
15. 判決データベースシステムを管理、活用し、技術的設備を使用して判決執行を行う。
16. 判決執行について他の事務局や機関と連携する。
17. 同級の検察院に対して定期的又は要請に応じて判決執行状況を報告する。
18. 県級の国民議会、判決執行管理局及び県の行政機関に対し、判決執行状況をまとめる上、定期的に報告する。
19. 法律に定められるその他の権限及び職務を遂行する。

第105条（改正）郡、特別区、特別市の判決執行室の権限及び職務

判決執行を管理する上での郡、特別区、特別市の判決執行室は、管轄権の範囲において次の権限と職務がある。

1. 判決執行業務に関する政策、戦略、法律及び法規範文書を実施する。
2. 地区裁判所の第一審確定判決を執行する。
3. 判決を執行するよう執行官に事件を配分する又は判決執行官から事件を取戻す。
4. 執行するために関係機関から受取っていない事件の証拠品を取寄せる。
5. 確定判決を下した裁判所に対し、当該判決において明瞭でない事項について書面による説明又は意見を求める。
6. 検察院又は警察官に対し、故意で判決を執行しない又は判決執行を回避する執行債務者に措置を適用するように要請する。
7. 判決執行に関する決定、通知、召喚状、資産差押命令、資産押収命令、退去命令、連行命令、判決執行の終了命令及びその他判決執行に関する命令を発付する。
8. 事実に適せず執行不能な判決について上部機関に報告する。
9. 本法第71条に定められる判決執行の停止命令を発付する。
10. 判決執行について他の事務室や機関と連携する。
11. 判決データベースシステムを管理、活用し、技術的設備を使用して判決執行を行う。
12. 同級の検察院に対して定期的又は要請に応じて判決執行状況を報告する。
13. 県、首都及び郡レベル行政機関に判決執行状況をまとめる上、定期的に報告する。
14. 法律に定められるその他の権限及び職務を遂行する。

第2章

判決執行の監査

第106条（改正）判決執行の監査機関

監査機関は次の通りである。

1. 内部監査機関とは本法第101条に定められる判決執行管理機関と同じである。
2. 外部監査機関とは国民議会、県級の国民議会、国家査察機関、国家監査機関及び検察院である。

第107条（改正）監査内容

監査の主要な内容は次の通りである。

1. 判決執行に関する法律及び規則の運用。
2. 判決執行に関する個人、法人又は組織の申立て又は提案。
3. 判決執行機関の組織体制及び活動。
4. 判決執行における収入・支出の管理及び活用。
5. 判決執行官の任務及び行動。

第108条（新）監査形式

判決執行業務の監査形式は次の3つである。

1. 通常監査とは、計画に基づいて定期的にて実施することである。
2. 事前通知による監査とは、必要が生じた時に、臨時的に監査を実施することである。但し、事前に対象者に通知しなければならない。
3. 緊急監査とは対象者に通知することなく緊急に実施することである。

判決執行業務に対する監査の実施は、法律及び規則に従って厳格に行わなければならない。

第11編

予算、制服、ロゴ、印章

第109条（改正）予算

判決執行機関は、司法省に属する第二部予算に分類されており、国家予算に関する法律に従って予算計画の策定、予算の管理及び活用をしなければならない。

第110条（改正）制服及びロゴ

判決執行機関は、特有の服装及びロゴがあり、司法大臣の提案により政府が検討し決定される。
判決執行官は、公務の任務遂行する際には、制服を着用し、特有なロゴを付けなければならない。

第111条（改正）印章

判決執行機関は公務の業務遂行のため印章を使用する。
判決執行機関の印章は特別規則により定められる。

第12編

功績者の褒賞及び違法者の処分

第112条（改正）功績者の報奨

判決執行において協力し、情報の提供及び執行に貢献する等、本法律の施行上、特に功績のあった個人、法人又は組織に対し、規則に基づき感謝状を発行するもしくは褒賞する。

第113条（改正）違法者の処分

本法に定められる禁止事項を犯した等、本法を違反した判決執行官、個人、法人又は組織は、その度合いに応じ教育、懲戒、民事、刑事処分などの処分を受ける。

第13編 最終規定

第114条 執行

本法律は、ラオス民主主義人民共和国政府により施行される。

第115条（改正）効力の発揮

本法律は、ラオス民主主義人民共和国国家主席命令の発布、そして官報に15日間掲載された後、効力を発揮する。

本法は「2008年7月25日付け判決執行法第04号／国会」に替えて施行する。

本法律に一致しない規定、条項は廃止される。

国民議会の長
サイソムポーン・ポムヴィハーン